

変更説明シート

1 規則等の案の題名

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した規則等の案の内容

(1) 提出及び届出に係る電子情報処理組織の定義についての規定追加

情報通信技術活用法第6条第1項に規定する条例で定める電子情報処理組織の定義について「市長の使用に係る電子計算機と提出及び届出をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」とする規定を追加する。

(2) 提出及び届出の方法についての規定追加

情報通信技術活用法第6条第1項の規定により行う電子情報処理組織による提出及び届出は、当該提出及び届出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出及び届出をする者の使用に係る電子計算機（市長が定める技術的基準に適合するものに限る。）から入力して行うものとする規定を追加する。

また、当該提出及び届出を行う者は、当該提出及び届出を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、当該電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする規定を追加する。

(3) 提出及び届出を行った者を確認するための措置についての規定追加

情報通信技術活用法第6条第1項の規定により提出及び届出を行う者は、市長の定める方法により当該提出及び届出を行った者を確認するための措置を講じなければならないとする規定を追加する。

(4) 提出及び届出のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合についての規定追加

情報通信技術活用法第6条第6項の規定により行う提出及び届出のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、「提出及び届出をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合」又は「提出及び届出に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合」とする規定を追加する。

(5) 縦覧及び閲覧に供する場合の方法についての規定追加

情報通信技術活用法第8条第1項の規定により行う電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧及び閲覧に供するときは、インターネットを利用する方法若しくは当該縦覧及び閲覧に供することをを行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行うものとする規定を追加する。

(6) 副本及び写しの添付を求める規定の削除

書面等の提出及び届出にあたり副本及び写しの添付を求める規定(様式を含む)を削除する。

(7) その他様式の形式についての変更

定款変更登記完了証明書提出書(様式第11号)中、「設立登記年月日」の記入を求めている箇所を「定款変更登記年月日」とする改正を行う。

3 現に定めた規則等の内容

- (1) 特定非営利活動法人の設立認証申請、設立登記完了届出、役員変更届出等に係る提出書類から、副本及び写しを除く。
- (2) 閲覧及び謄写の請求にかかる閲覧及び謄写簿への記入手続について削除する。
- (3) 静岡市特定非営利活動促進法施行条例第15条に基づき、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条及び第8条の規定により行う提出、縦覧、届出及び閲覧に関し必要な事項を定める。
- (4) ウェブ報告システムにおける各手続の入力項目との整合性を図るとともに、書類提出に係る市民の負担を軽減するため、特定非営利活動法人の設立登記完了届出等に係る提出書類の様式から、審査にあたり必要としない項目を削除する。

4 変更することとした理由

閲覧及び謄写の請求に係る閲覧及び謄写簿への記入手続については、内閣府 NPO ポータルサイトでの閲覧が可能なことや、記録することの必然性がないため、削除した。

また、内閣府ウェブ報告システムで提出する内容と様式の記載内容を確認し、審査に当たり必要としない項目を削除した。